

IV. シンガポール共和国

<要約>

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：570 万人（2019 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：65,234 ドル（2019 年、IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：0.7%（2019 年、IMF 推計） ・ 1 ドル=1.36 シンガポール・ドル/1 シンガポール・ドル=76.51 円(2020/10/30) 	
2. 金融制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、根拠法、2020 年 9 月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内銀行（4、1970 年銀行法） ・ 外国銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・ フルバンク（29、1970 年銀行法） ・ ホールセールバンク（99、1970 年銀行法） ・ マーチャントバンク（22、1970 年シンガポール通貨庁法、1970 年銀行法） ・ ファイナンスカンパニー（3、1967 年ファイナンスカンパニー法） ○監督官庁：シンガポール通貨庁（MAS） ○預金保険制度：シンガポール預金保険公社（SDIC）が業務を担う。保証限度額は、1 金融機関、預金者一人当たり 7 万 5 千シンガポール・ドル。 ○金融税制：利子所得、キャピタルゲインは非課税。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1999 年以降、外国銀行を積極的に誘致してきた。 ○外国銀行との競争の結果、国内銀行の合併・統合が進んだ。 ○預金保険制度は、全てのフルバンクとファイナンスカンパニーが加盟義務を有し、毎年保険料を支払う。 ○配当所得は、一段階課税方式により、法人が課税所得に関し納税した税金が最終課税となる。
3. 郵便貯金の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ かつては POSB 銀行（シンガポールの郵貯銀行）が存在したが、1998 年に DBS 銀行によって買収された。 ・ 2011 年の DBS 銀行とシンガポール・ポストとの提携により、2012 年から DBS/POSB ブランドの金融サービスを提供している。 ○顧客基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者が多いため、外国人向けの預金サービス等も展開している。 ○主な商品 <ul style="list-style-type: none"> ・ シンガポール・ポストでは、DBS/POSB の預金口座の他、公共料金の支払い、各社ローンの返済受付、保険 	<ul style="list-style-type: none"> ○2020 年 11 月現在、POSB は 50 店舗を展開している。うち、26 店は従来型の支店、24 店はデジタルロビーと呼ばれるセルフサービス型の支店となっている。デジタルロビーでは、ビデオテラーマシン（VTM）やブランチテラーマシン（BTM）、ATM 等の機器を通じたセルフ型のサービスを、24 時間年中無休で提供している。

	やクレジットカードの提供等を行っている。	
4. 金融セクターにおけるリテラシー	<ul style="list-style-type: none"> ○個人金融資産（2019年12月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：13,447億シンガポール・ドル ・ 現金・預金：35.0% ・ 生命保険積立金：16.0% ・ 中央積立基金：31.6% ・ 有価証券：16.2% ○貸出残高（2019年12月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計の借入総額：3,239億シンガポール・ドル ・ うち住宅ローン：75.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融資産の保有残高は 2009－2019年の10年間で2.07倍以上に成長。 ○住宅ローンのうち、62.5%が金融機関から、12.5%が住宅開発庁からの借入である。
5. 最近の金融動向と今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○最近の金融動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富裕層向けビジネスが拡大、収益力も向上。 ・ キャッシュレス決済が進展。かねてから普及していたクレジットカードとデビットカードに加え、デジタルウォレットなどの新たな形態の決済が伸長。こうした動きを受けて、デジタル決済や仮想通貨の取引に関わる企業を規制する包括的な法律として、2019年に決済サービス法が施行された。口座開設、国内送金、海外送金、アクワイアリング、電子マネー発行、仮想通貨、両替のいずれかに関わる事業を営む企業は、①両替サービス、②標準決済機関、③大規模決済機関の3つのライセンスのいずれかを取得しなければならない。また、同法では、国内決済サービスに係るMASの監督権限が強化された。 ・ 政府は、フィンテックを金融業発展のカギと位置づけ、その促進を積極的に推進。国内のフィンテック企業数は急増しており、2020年には750社を超え、ASEAN域内の企業数の約4割を占めるとみられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○富裕層向けビジネスではDBSが先行、OCBCが追う。両行ともM&Aを実施。UOBはやや出遅れ。 ○伝統的銀行サービスであるクレジットカード・デビットカードが先行普及、デジタルウォレット等がこれを追う展開。 ○3大銀行は、フィンテック企業の育成やその成果の取り込みを強化。新サービス提供にも積極的。 ○オンラインバンキングの発達に伴い、高いコストがかかる支店網を見直す動きが出ている。フィンテックの進展に伴い、支店の重要性は低下し、今後も支店数の減少が続く可能性がある。